

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ ISO9000 シリーズの認定登録手数料

Q : 当社は、ISO9000の認証登録を受けるために、申込料や審査料等を支払いました。これらの費用の取扱いを教えてください。

A : 支出の日の属する事業年度の損金になります。

【解説】

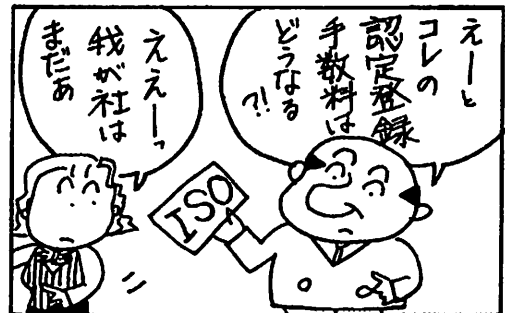
ISOとは、International Organization for Standardization (国際標準化機構)の略で、国際的な標準規格の定着、普及を目的としています。国際標準化機構の定めた国際規格の総称もISOで、身近なところでは写真フィルムの感度を定めたISO400等の規格があります。

ISO9000シリーズとは、製品やサービスの品質向上を目的として、個々の製品等をチェックするだけでなく、それを作り出す体制も含めた品質管理システムの構築を規定したものです。

ところで、ISO規格の認証登録を受けるための支出は、現在の取引関係を維持するために支出されている面もあり、市場の開拓等のために特別に支出するものとは言い難いため「開発費」には該当しないものと思われます。

また、登録後の定期審査を拒否した場合等には、審査登録の停止、撤回、取消等の措置がとられることから、その支出の効果が1年以上に及ぶとは言えず、「自己が便益を受けるための費用」にも該当しないと思われます。

このようなことから、認証登録のための費用は、繰延資産には該当せず、その支出の日の属する事業年度の損金の額に算入するのが相当と思われます。



KIMIYO・I